

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づ く措置の実施に関する方針

◎ 金融円滑化管理方針については、下記の通りとしています。

金融円滑化管理方針

平成25年4月1日
豊田信用金庫

1. 基本的な取組み方針

- (1) 健全な事業を営む顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、金融機関の最も重要な役割の一つである。金融機関業務の公共性及び社会的責任を認識し、適切なリスク管理体制の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮する。
- (2) 中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に貢献する。

2. 金融円滑化の定義

本方針において、「金融円滑化」とは、以下の(1)から(5)をいい、「金融円滑化管理」とは、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮する観点から、これらを達成するために必要となる管理をいう。

- (1) 顧客の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うことの確保
- (2) 顧客の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うことの確保
- (3) 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関し、顧客に対する説明を適切かつ十分に行うことの確保
- (4) 顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を適切に実施することの確保
- (5) その他与信取引に関して、地域密着型金融を推進するために必要であると判断した事項が適切になされることの確保

3. 管理体制

金融円滑化管理に関する方針を定めた本方針を理事会において定め、金融円滑化管理の実効性を確保するため「金融円滑化管理責任者」を選任するほか、理事会、常務会及び金融円滑化管理責任者の役割を定めた「金融円滑化管理規程」を策定する。

- (1) 理事は、金融円滑化が金庫の信頼の維持、業務の健全性及び適切性の確保のため必要不可欠であることを十分に認識し、顧客に対する経営相談・経営指導及び顧客の経営改善

支援を含め、金融円滑化を重視する。特に、自らの担当する業務に関し留意すべき金融円滑化を図る上での問題点を認識し、業務の適正な運営に万全を期す。

(2) 理事会等は定期的に又は必要に応じて随時、金融円滑化管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し適時に見直しを図る。また、金融円滑化管理責任者を通じ、信用リスク管理部門や顧客説明管理責任者等、営業推進部門等において、金融円滑化管理の実効性を確保する為の体制を整備する。

(3) 金融円滑化管理部門

①金融円滑化管理責任者

金融円滑化管理体制を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する部門（以下、「金融円滑化管理部門」という。）を審査部とし、金融円滑化管理部門の担当理事を金融円滑化管理責任者とする。

②金融円滑化管理部門及び金融円滑化管理担当者（本部）

イ. 与信管理部門

・ 審査部（審査課長）

ロ. 顧客保護等管理部門

【顧客説明及び顧客サポート管理】

・ 中小企業者 経営支援部（経営サポート課長）

・ 個人（住宅資金） 営業統括部（個人融資推進課長）

【苦情・相談等処理】

・ 営業統括部（お客様相談室長）

1. 与信管理部門は、金融円滑化の観点から「中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導等を通じたリスク管理」及び「顧客の実態把握に基づくリスク管理」に向けた体制整備を進める。

2. 顧客保護等管理部門は「経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化の観点から顧客説明、相談苦情等への対応体制」の整備を進める。

③金融円滑化に係わる苦情相談窓口の設置

イ. 各営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置 ※土曜日は相談プラザで受付

窓口責任者は営業店長

ロ. 本部に「金融円滑化に関する苦情相談窓口」を設置

（経営サポート課に専用フリーダイヤルを設置）

営業統括部（苦情・相談等処理）は、苦情全体の取りまとめを行っており、その立場を維持しつつ、苦情相談窓口をバックアップする。

4. 体制整備

- (1) 金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する適切な審査が行われることを確保するため、信用リスク管理部門（審査部）は、定期的又は必要に応じて随時、融資審査基準及び与信管理方法の見直しを行う。
- (2) 金融円滑化の観点から新規融資や貸付条件の変更等の申込み等に対する顧客説明及び顧客サポートの適切性・十分性を確保するため、金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者及び顧客サポート管理責任者は連携して顧客保護を図るための取組みを行う。
- (3) 顧客の事業価値を適切に見極めるための能力（以下、「目利き能力」という。）の向上のため、人事部門は役職員に対し、目利き能力向上のための研修等を実施する。
- (4) 債務者からの貸付条件の変更等の申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）がある場合には、当該他の金融機関等と緊密な連携を図る。
- (5) 債務者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図る。

5. 分析・評価及び改善活動

- (1) 監事監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての金融円滑化管理の状況に関する情報に基づき、顧客に対する経営相談・経営指導及び顧客の経営改善支援を含め、金融円滑化管理の状況を的確に分析し、金融円滑化管理の実効性の評価を行った上で、体制上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証する。
- (2) 定期的には又は必要に応じて随時、金融円滑化管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しを図る。
- (3) 評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定し、これを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び体制上の弱点の改善を実施する体制を整備する。

以上

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項

1. 貸付けの条件変更等の申込みへの対応状況の把握態勢について

- ・ 下記通達の発出により、各営業店へ周知徹底を図るとともに、部店長会議、融資担当役員者会議並びに関連通達の説明会を随時実施しています。
- ・ 平成21年12月4日
「中小企業者等金融円滑化法」に基づく法定開示・報告事項の取りまとめのための体制整備について
- ・ 平成21年12月18日
愛知県信用保証協会および名古屋市信用保証協会に係る「条件変更対応保証制度」の創設について
- ・ 平成21年12月21日
愛知県信用保証協会の「条件変更対応保証制度」に係る様式の制定について
- ・ 平成21年12月28日
愛知県信用保証協会の「条件変更対応保証制度」に係る申込みの取扱いについて
- ・ 平成22年1月4日
住宅ローン利用先メイン化推進について
(金融円滑化法に基づき、待ちの姿勢ではなく能動的に相談を受けるべく行動の指示)
- ・ 平成22年1月12日
金融円滑化法を踏まえた経営支援活動について
- ・ 平成22年1月12日
「中小企業者等金融円滑化法」に基づく法定開示・報告事項の取りまとめのための体制整備について(その2)
- ・ 平成22年1月19日
金融円滑化に係る相談シートの活用について
- ・ 平成22年2月4日
金融円滑化に係る金融検査指摘事例集について
- ・ 平成22年2月4日
新規融資・貸付条件の変更等の際に禁止される事項について
- ・ 平成22年2月5日
「金融検査マニュアルに関するよくある質問」の公表について
- ・ 平成22年2月8日
金融円滑化管理方針の制定およびリスク管理方針の改正について
- ・ 平成22年2月12日
融資断り案件の報告について
- ・ 平成22年2月18日
「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別様式」及び「中小企業金融円滑化法に基づく金融監督に関する指針」に係るQ&Aの公表について
- ・ 平成22年2月23日
「中小企業者等金融円滑化法」に基づく法定開示・報告事項の取りまとめのための

体制整備について（その3）

- ・平成22年3月2日
経営支援活動における留意点について
- ・平成22年3月15日
「新規融資ことわり案件」報告の再徹底について
- ・平成22年3月15日
「中小企業者等金融円滑化法」に基づく開示・報告に関する留意事項について
- ・平成22年3月18日
「金融円滑化法に係る通達」及び「金融検査マニュアル（金融円滑化編）」の勉強会実施について
- ・平成22年4月1日
情報ノートの利用について
- ・平成22年4月5日
金融円滑化法に向けた営業店対応について（その1）
- ・平成22年4月5日
「中小企業者等金融円滑化法」に基づく開示・報告に関する変更事項及び留意事項について
- ・平成22年4月14日
「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令別様式」及び「中小企業金融円滑化法に基づく金融監督に関する指針」に係るQ & Aの公表について
- ・平成22年5月20日
「融資担当役務者会議」開催、中小企業者等金融円滑化法の周知徹底について
- ・平成22年6月7日
「中小企業者等金融円滑化法」に基づく本支店間報告に関する変更事項について
- ・平成22年6月17日
各営業店の「金融円滑化管理担当者」事務引継ぎの徹底について
- ・平成22年7月21日
「融資業務取扱研修会」開催、7月22日付下記通達について
- ・平成22年7月22日
金融円滑化法に係る態勢整備状況に係る営業店モニタリングの実施について
- ・平成22年8月23日
金融円滑化法に係る態勢整備状況の店内自主点検の実施について
- ・平成22年10月4日
「中小企業者等金融円滑化法」に基づく本支店間報告について
- ・平成22年10月13日
「下期部店長会議」開催、平成22年度下期審査部方針にて金融円滑化法に係る監督指針の再確認
- ・平成22年10月22日
「融資担当役務者会議」開催、中小企業者等金融円滑化法集計について
- ・平成23年1月5日
「中小企業者等金融円滑化法」に基づく本支店間報告について
- ・平成23年1月31日
金融円滑化に係る本支店間報告の再確認について
- ・平成23年2月16日
「融資業務取扱研修会」開催、中小企業者等金融円滑化法集計事務について
- ・平成23年2月24日
「金融検査結果事例集」の公表について
- ・平成23年3月31日

- 「中小企業者等金融円滑化法」に基づく本支店間報告について
- ・平成23年4月6日
 - 「中小企業者等金融円滑化法」の期限の延長等について
- ・平成23年5月31日
 - 「中小企業者等金融円滑化法」期限延長に伴う報告様式の変更について
- ・平成23年3月31日
 - 「中小企業者等金融円滑化法」に基づく本支店間報告について
- ・平成23年9月5日
 - 金融円滑化に係る態勢整備状況の店内自主点検の実施について
- ・平成23年10月3日
 - 「中小企業者等金融円滑化法」に基づく本支店間報告について
- ・平成23年10月7日
 - 金融円滑化に係る態勢整備状況の店内自主点検の一部変更について
- ・平成23年12月30日
 - 「中小企業者等金融円滑化法」に基づく本支店間報告について
- ・平成24年4月2日
 - 「中小企業者等金融円滑化法」に基づく本支店間報告について
- ・平成24年4月5日
 - 「中小企業者等金融円滑化法」の期限再延長等について
- ・平成24年4月16日
 - 「中小企業金融円滑化法のご案内」リーフレットの送付について
- ・平成24年4月23日
 - 平成24年度審査部方針
 - 平成24年度経営支援部方針
- ・平成24年4月24日
 - 経営支援先の認定及び支援活動について
- ・平成24年6月6日
 - 経営支援部チラシ（とよしん経営相談書）の送付について
- ・平成24年6月7日
 - 「経営改善進捗管理表」に基づく判定と今後の対応について
- ・平成24年7月4日
 - 「経営改善進捗管理表」の提出について
- ・平成24年7月10日
 - 庫内ビジネス・マッチングの運用開始並びにビジネス・マッチングサービスの運用再確認について
- ・平成24年8月3日
 - 金融円滑化管理部門会議の委員委嘱について
- ・平成24年8月9日
 - 中小企業者等金融円滑化法への対応についての実態調査
- ・平成24年8月9日
 - 中小企業者等金融円滑化法への対応についての実態調査 No2
- ・平成24年8月17日
 - 中小企業者等金融円滑化法への対応についての実態調査 No3
- ・平成24年8月23日
 - 金融円滑化法に係る通達等発出履歴の確認と金融円滑化マニュアルとしての活用について
- ・平成24年10月1日
 - 「中小企業者等金融円滑化法」に基づく本支店間報告について
- ・平成24年10月19日
 - 平成24年度下期審査部方針

平成 24 年度下期経営支援部方針

- ・平成 24 年 11 月 8 日
金融円滑化法「出口戦略」の態勢整備について
- ・平成 24 年 12 月 24 日
中小企業等金融円滑化法対象先の「ステージ区分判定」について
- ・平成 24 年 12 月 28 日
「経営改善進捗管理表」の提出について
- ・平成 24 年 12 月 7 日
経営支援に関する手順書の制定について
- ・平成 24 年 12 月 28 日
「中小企業者等金融円滑化法」に基づく本支店間報告について
- ・平成 25 年 1 月 10 日
「経営革新等支援機関」の認定について
- ・平成 25 年 2 月 5 日
経営支援業務ポスターの掲示について
- ・平成 25 年 2 月 5 日
金融円滑化法の期限到来後の対応について
- ・平成 25 年 2 月 18 日
金融円滑化法対応先のステージ区分判定について
- ・平成 25 年 3 月 22 日
金融円滑化法の期限到来後の対応について（その 2）
- ・平成 25 年 3 月 25 日
「経営改善進捗管理表」の提出について
- ・貸付けの条件変更等の申込みへの対応については、平成 21 年 12 月 4 日付の通達により、「相談・申込み受付表」を制定し、受付方法、運用方法を指示しています。
- ・対応状況の把握については、平成 21 年 12 月末を始めとして、本支店間報告により、毎月の取扱状況を把握しています。

2. (債務者が中小企業者である場合) 債務者の経営状況に関する期中管理について

- ・「経営に関する相談受付表」を制定し、営業店職員が中小企業者等から経営相談を受付けた場合、速やかに相談内容を記録し、本部に送付する体制を整備しています。
- ・送付された「経営に関する相談受付表」は、経営支援の専門部署（経営支援部経営サポート課）で対応方法を協議し、営業店への意見・指示を行なっています。また、必要に応じて経営支援部経営サポート課の職員（中小企業診断士 5 名）が取引先に訪問し、経営相談・経営改善計画書の策定支援を実施しています。
- ・なお、「経営に関する相談受付表」は相談に対する対応結果についても本部に送付する体制とし、営業店の対応遅れ、未対応が発生しないよう努めています。

3. 報告体制について（金融円滑化管理規程第 6 条より抜粋）

金融円滑化管理部門の統括部は、金融円滑化の管理態勢、実施状況、問題点等について、定期的あるいは必要に応じて、理事会等に報告するとともに、重要事項については理事会等に付議・報告する。特に、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事案については速やかに報告する。

会議は金融円滑化管理責任者の指示により開催する。開催頻度については四半期ごとを定例開催とし、その他は責任者の指示により随時開催とする。

(1) 報告ルート

- | | |
|---------------|----------|
| ① 金融円滑化管理部門会議 | 責任者及び担当者 |
| ② リスク統括委員会 | 全役員及び全部長 |
| ③ 常務会等 | 全役員 |

(2) 報告内容（法定報告と事案の概要など）

- ① 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額、貸付債権の数
- ② 貸付けの条件の変更等の申込みの取下げ、謝絶した事案の概要
- ③ 管理体制に関する問題点及び改善内容

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項

1. 金融円滑化管理部門の設置（金融円滑化管理方針より抜粋）

①金融円滑化管理責任者

金融円滑化管理態勢を整備・確立するための金融円滑化管理全般を統括する部門（以下、「金融円滑化管理部門」という。）を審査部とし、金融円滑化管理部門の担当理事を金融円滑化管理責任者とする。

②金融円滑化管理部門及び金融円滑化管理担当者（本部）

イ. 与信管理部門 ・ 審査部（審査課長）

ロ. 顧客保護等管理部門

【顧客説明管理及び顧客サポート管理】 ・ 中小企業者 経営支援部（経営サポート課長）
・ 個人（住宅資金） 営業統括部（個人融資推進課長）

【苦情・相談等処理】 ・ 営業統括部（お客様相談室長）

※1. 与信管理部門は、「中小企業等金融円滑化法に基づく金融円滑化の状況に関する開示や当局への報告」に加えて、金融円滑化の観点から「中小・零細企業等に対する経営相談・経営指導等を通じたリスク管理」および「顧客の実態把握に基づくリスク管理」に向けた体制整備を進める。

※2. 顧客保護等管理部門は「経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化の観点から顧客説明、相談苦情等への対応体制」の整備を進める。

③金融円滑化に係わる苦情相談窓口の設置

イ. 各営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置 ※土曜日は相談プラザで受付
窓口責任者は営業店長。

ロ. 本部に「金融円滑化に関する苦情相談窓口」を設置

（経営支援部経営サポート課に専用フリーダイヤルを設置）

※営業統括部（苦情・相談等処理）は、苦情全体の取りまとめを行っており、その立場を維持しつつ、苦情相談窓口をバックアップする。

2. 当庫ホームページへの案内

平成21年12月16日、当庫ホームページに下記の事項を掲載、案内しました。

- ① 相談内容
- ② 苦情相談窓口について
- ③ 土曜日の相談窓口について

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

1. 体制整備について

- ・平成21年12月4日、営業店に相談窓口を設置しました。
- ・平成21年12月16日、本部（経営支援部・経営サポート課）に「苦情相談窓口」、本店「相談プラザ」に「相談窓口」を設置するとともに、ホームページに掲載しました。

2. コンサルティング機能の体制整備状況について

- ・平成19年10月新設の審査部経営サポート課（取引先の経営支援を強化する専門部署）を、経営支援部経営サポート課に変更（現在8名、内中小企業診断士5名）、営業店と本部が連携して経営相談・経営指導等を実施する体制とし、コンサルティング機能の強化に取り組んでおります。

3. 債務者の経営状況に関する期中管理について

- ・「経営に関する相談受付表」を制定し、営業店職員が中小企業者等から経営相談を受付けた場合、速やかに相談内容を記録し、本部に送付する体制を整備しております。
- ・送付された「経営に関する相談受付表」は、経営支援の専門部署（経営支援部経営サポート課）で対応方法を協議し、営業店への意見・指示を行なっております。また、必要に応じて経営支援部の職員（中小企業診断士5名）が取引先に訪問し、経営相談・経営改善計画書の策定支援を実施しております。
- ・なお、「経営に関する相談受付表」は相談に対する対応結果についても本部に送付する体制とし、営業店の対応遅れ、未対応が発生しないよう努めております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

金融機関名 **豊田信用金庫**
 金融機関コード **1559**
 業態 **信用金庫**
 地域 **東海**

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5,938	21,027	34,157	46,169	58,647	69,769	82,001	90,877	105,238	117,633	131,557	141,980	152,669	163,173		
うち、実行に係る貸付債権の額	4,271	16,147	29,493	40,671	51,688	63,511	75,979	85,111	98,319	109,979	124,036	133,904	145,141	155,376		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	719	1,585	1,618	1,755	1,854	1,899	2,468	2,579	2,626	3,124	3,124	3,124	3,124		
うち、審査中の貸付債権の額	1,663	3,623	1,770	2,162	3,005	2,041	1,419	481	1,498	1,935	1,049	1,605	1,036	1,289		
うち、取下げに係る貸付債権の額	3	535	1,306	1,715	2,196	2,361	2,703	2,815	2,841	3,092	3,346	3,346	3,367	3,383		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者である場合)

金融機関名 **豊田信用金庫**
 金融機関コード **1559**
 業態 **信用金庫**
 地域 **東海**

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	263	1,024	1,699	2,264	2,844	3,443	3,986	4,416	4,992	5,585	6,126	6,600	7,081	7,643		
うち、実行に係る貸付債権の数	179	807	1,501	2,054	2,619	3,179	3,733	4,172	4,706	5,270	5,822	6,279	6,775	7,315		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	11	43	49	59	68	71	76	78	81	88	88	88	88		
うち、審査中の貸付債権の数	82	176	97	87	75	97	60	39	74	87	68	85	67	85		
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	30	58	74	91	99	122	129	134	147	148	148	151	155		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が住宅資金借入者である場合)

金融機関名	豊田信用金庫
金融機関コード	1559
業態	信用金庫
地域	東海

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	374	1,168	1,939	2,370	2,646	2,950	3,497	3,876	4,195	4,419	4,702	4,941	5,184	5,363		
うち、実行に係る貸付債権の額	207	489	1,176	1,614	1,838	2,144	2,544	2,909	3,143	3,302	3,493	3,786	3,980	4,092		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	29	104	155	246	250	272	283	283	376	462	462	476	502		
うち、審査中の貸付債権の額	150	593	383	167	89	76	173	142	166	138	138	85	119	147		
うち、取下げに係る貸付債権の額	16	55	274	433	472	479	507	541	602	602	607	607	607	621		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が住宅資金借入者である場合)

金融機関名 **豊田信用金庫**
 金融機関コード **1559**
 業態 **信用金庫**
 地域 **東海**

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	21	83	133	161	182	203	239	265	283	300	321	339	351	361		
うち、実行に係る貸付債権の数	9	38	79	108	125	145	171	198	213	225	238	260	271	278		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	7	12	17	18	20	22	22	24	29	29	30	31		
うち、審査中の貸付債権の数	11	40	27	10	7	6	12	7	7	10	12	8	8	9		
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	4	20	31	33	34	36	38	41	41	42	42	42	43		